

小学生用男女共同参画社会づくり副読本

指導のてびき

わたしも あなたも大切に

～令和8年度版～

※副読本「5 夢に向かって！！」の部分と
あわせてご活用いただけるメッセージ動画を
県ホームページに掲載しています。

([https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/
koho/tvshiga/304270.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/304270.html))

滋賀県 わたしもあなたも大切に

検索



滋 賀 県

発行 令和8年（2026年）4月

目次

1. 自分らしさを大切に	1
2. 大切な心と体	4
3. 家族の一員として協力しよう	11
4. みんなでつくるわたしたちのまち	15
5. 夢に向かって！！	21
6. 知っておきたい法律その他	25
7. 知っておきたい用語	27
8. 各種相談機関	35

本書の意図

男女共同参画社会づくり副読本は、21世紀に生きる子どもたちが、性別にとらわれず、のびやかに、多様な生き方ができるよう、また根拠のない性別による役割分担意識を払拭し、真に男女共同参画社会を築いてくれることを期待し、平成10年度に作成しました。

その後、「男女共同参画社会基本法」の制定、「滋賀県男女共同参画推進条例」の施行、「滋賀県男女共同参画計画」の策定、少子高齢化のさらなる進行や情報化の進展など社会情勢の変化等を踏まえ、平成22年度に2度目、平成30年度に3度目の改訂を行いました。

男女共同参画社会の基本は、お互いを思いやる心であり、個人の多様性を認め合う気持ちです。性別に関わらず、一人の人間として尊重され、自分らしく生きることができる社会、そして男女が互いに対等なパートナーとして、その絆を深めていくことを支援できる社会、そのような社会の実現を目指しています。

今なお社会には、性別によって生き方、役割などを決めてしまう意識や慣行が存在しています。そして、それらは知らず知らずのうちに子どもたちの生活習慣や考え方に大きく影響しているのが現状です。

そういった意味から、まず教職員自らが、性別による「偏見・思い込み」のない心で児童に接し、そしてそのことを児童にも伝えていただきたいのです。

このてびきには、指導していただく上でのねらいを記していますので、参考のうえ、ぜひ副読本をご活用いただくようお願いします。

また、子どもたちが性別にとらわれず、個人の多様性を認め合う気持ちを育むためには、保護者の方々が男女共同参画の大切さを理解し、日頃から子どもたちに伝えていくことが必要です。そのために家庭学習教材としてご活用いただくなど、子どもたちに家庭に持ち帰って家族と一緒に読むように促していただきますようお願いします。

1. 自分らしさを大切に

【テーマ】

かけがえのない大切な「命」
自分らしさを大切に



【ねらい】

- ・生まれてきた喜びを感じ、自分の好きなことや得意なことを考えるを通して、成長している自分を見つめたり、「将来の夢」を書いたり話したりすることを通して、それぞれの生き方を認め合い、一人ひとりの自尊心を高める。
- ・男女の違いにとらわれることなく、将来に「夢」をもって自分らしく生きていこうとする意欲を育む。
- ・自分自身を見つめ、自分のよさを発見すると共に、周りの友達を思いやり、認め合う態度を身につける。
- ・「男だから」「女だから」ということで男女を分けたり、決めつけていることはないかを具体的に考えることで、社会通念にとらわれることなく、お互いの個性を認め合い「その人らしさ」が尊重されることの大切さを学ぶ。

【指導のポイント】

「男(女)だから〇〇ができて当たり前」「女(男)なので〇〇をすべき」という考えは、男女それぞれの生き方を狭くしたり、相手を悩ませたりすることに気づかせ、一人ひとりの個性を尊重できるようにする。

【参考】(展開にあたって)

おもな学習活動	指導上の留意点
<p>1. 生まれたばかりの赤ちゃんの写真を見てどんなことを感じますか。</p> <p>○生まれたばかりの赤ちゃんの写真を見て感じることを発表する。</p>	<p>・かけがえのない命について考え、生まれた喜びを感じ、幸せに成長していく願いが込められていることを知る。</p> <p>・弟・妹などの誕生のときのことを思い出させる。</p> <p>・周りの人の気持ちを考えさせる。</p>
<p>2. 成長してきた自分を見つめ、自分の好きなこと、がんばりたいこと、将来の夢を書こう。</p> <p>○今の自分を見つめ、好きなこと、がんばりたいこと、将来の夢を書く。</p>	<p>・自由に書かせる。</p> <p>・たくさんあればあるだけ書くようにする。</p> <p>・将来の夢が決まっていない児童については、がんばりたいことについて書くようにする。</p> <p>・がんばりたいことについては、児童がお互いを認めあえているか等、クラスの状況に合わせて書くようにする。</p>
<p>3. 男女の違いって何でしょうか。「男の人」「女の人」のイメージを考えよう。</p> <p>○「男の人」「女の人」のイメージについて書き、みんなの考えを出し合う。</p> <p>○<u>出てきた意見について、女(男)の人のイメージの中に男(女)の人にもあてはまることはないか確かめていく。</u></p>	<p>・生活する中で身についたイメージが、男女の固定観念や役割意識ではないかどうかを確かめ合い、何となく受け入れている偏見に気づかせる。</p> <p>・男女にとらわれず、「人」として認め合い、互いの個性を伸ばして行くことの大切さに気づかせる。</p>

4. 性別に関わらず、仲よく協力して活動したことはありますか。その時のできごとを書いてみよう。

○性別に関わらず、仲よく協力して活動した経験を思い出して書く。

・例にあるできごとを紹介し、性別に関わらず、仲よく協力して活動した経験を思い起こせるようにする。
・苦手なことも性別に関わらず、様々な人と協力すればより良くできることに気づかせる。

【展開にあたっての留意点】

- ・「自分らしさ」を大切に多様な生き方ができるよう、根拠のない性別による役割意識を払拭し、自分のみならず他の人も人として一人ひとりが等しく尊重されなければならないことにも思いを至らせたい。
- ・自分のことについて書いた部分を再度振り返り、一人ひとりが自分のよいところを見つけ伸ばしていくことの大切さを認識する。
- ・一人ひとりの個性を活かしながら共に協力しあって社会をつくっていくことの大切さに触れ、男女共同参画社会について考える。

【資料】

キーワード



男女共同参画社会

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。

これまでは、男女が社会の中で別々の役割を担い、その上でお互いに足りないところを補い合って協力するかたちが多々ありましたが、21世紀のこれから、男女があらゆる場で共に協力し、共に責任を担って、よりよい社会を目指していくことが求められています。

社会的性別(ジェンダー)

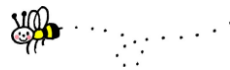
人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していくことが必要です(「社会的性別」の視点)。

男女を問わず大切にすること

「男らしさ」、「女らしさ」は、社会や歴史的状況に応じて、多様な意味をもっています。例えば、「女らしさ」のイメージとつながりやすいと考えられる「思いやり」や「優しさ」は男性の多くがもっています。また、「決断力がある」、「責任感がある」など「男らしさ」のイメージとつながりやすい資質は、社会活動の中では男女共に備えておくべきものです。

男女共同参画の目指すところは、例えば勇気や優しさなど人間にとって必要な価値を「男らしさ」、「女らしさ」の二つに分類するのではなく、男女を問わず大切にしていこうということです。その人らしさを尊重し、多様な選択を認めあい、個人の能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

ちょっと一息。男女共同参画クイズ♪



(問題)

お父さんが息子さんとドライブに出かけました。とても楽しいドライブでしたが、家路に急ぐ途中、運悪く交通事故に遭遇してしまいました。幸いお父さんは軽傷でしたが、息子さんは重体。救急車で病院に担ぎ込まれ、手術を受けることになりました。

ところが、手術をする主治医が「自分の子どもに対して冷静にオペができない。」と言い出しました。さて、この3人の関係は？

(答え)主治医は子どものお母さん

お医者さん(特に外科医など)は男性という固定観念が働きませんでしたか。

今では、あらゆる分野に女性の進出が目立ってきていますが、まだまだ女性が個性と能力を十分に発揮しえないのが現状です。このような中で、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取組がいろいろ求められています。

2. 大切な心と体



【テーマ】

成長するわたしの心と体

【ねらい】

- ・思春期を迎え、自分たちの心(見えない部分)や体(見える部分)はどのように変化するのか。
- ・男女の体のちがいや、成長(二次性徴)の様子について正しく理解し、自分の成長によるこびを見出し、相手を思いやることの大切さに気づく。

【指導のポイント】

- ・二次性徴のあらましについて、既習の学習内容(4年生保健体育)を振り返りながら確認する。
- ・体の変化は新しい生命を生み出すことのできる大人に近づいたことに気づかせるとともに、成長には個人差があることを理解し、自他の心と体を大切にする気持ちを持つようにさせる。
- ・事例を通して、誤った性情報がメディアにあふれていることに気づかせ、特にインターネット上で広がる(性)被害にあわないように、正しい予防の知識を身につけさせる。

【参考】(展開にあたって)

おもな学習活動	指導上の留意点
1 自分の心と体の変化で気づいたことにチェックしてみよう。	
<p>○心の変化(目に見えない変化)で気づいたこと(同じようなことがあった)にチェックする。</p> <p>○体の変化(目に見える変化)で気づいたことにチェックをする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期前期の特徴的な心情について具体的場面を取り上げて話し合う。 ・男女間での内容に限らず、反抗期など、性差に関係なくとりあげる。 ・二次性徴による体の変化は男子よりも女子の方が早く見られることがあるが、成長は個人差があることを理解させ、心理的な戸惑いがないように配慮する。
2 心や体の変化について学習して、気づいたことや考えたことについて話し合ってみよう。	
<p>○心と体の成長が新しい命を生み出すことのできる大人にだんだん近づいていることを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女のちがいがはっきりしてくるな ・だんだん大人に近づいているんだな 	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体の変化は成長の証であることに気づかせる。
3 「心を大切にする」「体を大切にする」ということはどういうことなのか考えよう。	
<p>○自分の心と体を大切にするとはどういうことなのか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心と体の成長は命と関係しているんだな ・親の愛情のもとに生まれてきた大切な命なんだな ・自分も他の人も大切にしていきたいな 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け継がれてきた命の大切さを再確認し、自他の命を大切にしていこうとする気持ちをもたせる。

4 自分のまわりの体や性の情報について考えてみよう。

○性の情報で「おかしい・危ない」と思ったことについて事例を考える。

○スマートフォンやパソコン、タブレット等の使用で気をつけるべきことを考える

- ・小学生でも被害に遭う可能性があるんだな
- ・危険なサイトにつないではいけないな
- ・困ったときは大人に相談しよう

○体や性に関することで悩んだり、不安を感じたりしたときは、身近な人や関係機関(相談窓口など)に相談すると不安が減ったり、気持ちが楽になったりすることを知る。

・新聞記事や参考データを用いて

地域差もあるが、出会い系サイト・コミュニティサイト等は子どもたちの身近なところにあること、子どもが性の被害にあう事件も続発していることを知らせる。(特に女子の被害が多い)

・インターネット上だけでなく、テレビや雑誌などメディアに流れる性情報について考え、危険性を認識させると共に被害に遭わないためにはどうすればいいのか考えさせる。

・興味本位にならないよう十分注意する。

・不安を感じた時は、ひとりで悩まず、信用できる誰かに話し、相談すること、**SATOCO**などのほか、裏表紙の相談窓口について説明する。

※ケータイやネットの利用状況について、事前にアンケートをとっておくのも良い。

※児童の実態を十分に把握し、本時だけでなく教育課程上計画的に指導することが大切です。

【参考】

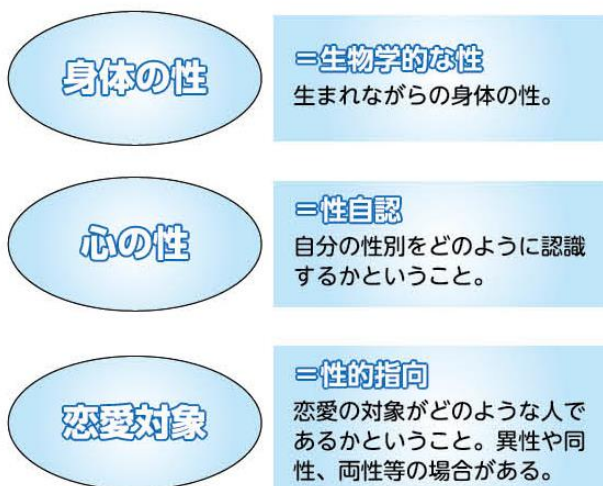
子どもによっては、成長を肯定的にとらえられない場合や自分の性を受け入れられない場合もあることを留意する。

【資料】「性の多様性を考える」(滋賀県教育委員会事務局人権教育課資料)

さまざまな「性のあり方」

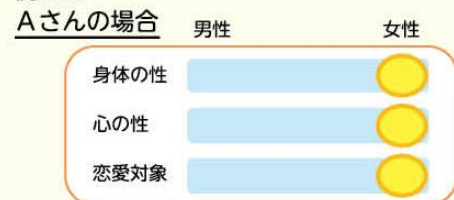
生まれた時の性別である「身体の性」と、自認している「心の性」は、必ず一致するものではありません。さらに、「男性だから女性が好き」とは限らないし、「女性だから男性が好き」とは限りません。「性のあり方」は多様であり、他人が決めるものではありません。

社会的には少数派のそういった人たちのことを「性的マイノリティ」と呼ぶことがあります。



※その他にも、自分のセクシュアリティをどのように表現するか、「女らしさ」「男らしさ」や服装等の「性別表現」という要素があります。

例えば…



「身体の性」が女性、「心の性」も女性、「恋愛対象」は女性のレズビアン。



「身体の性」が男性、「心の性」が女性のトランスジェンダー。「恋愛対象」はバイセクシュアル。

※ の位置は一つの例であって人によって異なります。

心の性(性自認)や恋愛対象(性的指向)は人それぞれです

LGBTとは？

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。

L (レズビアン)	女性の同性愛者		※他にも、どの性別の人も恋愛の対象にならない「アセクシュアル=A」や、自分自身のセクシュアリティを決めない、決められない「クエスチョニング=Q」等、性は多様であり、LGBTに限られるわけではありません。
G (ゲイ)	男性の同性愛者		
B (バイセクシュアル)	両性愛者（性別にかかわらず異性を好きになることも同性を好きになることもある）		
T (トランスジェンダー)	生まれた時の法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人（性同一性障害者を含む）		

※他にも、どの性別の人も恋愛の対象にならない「アセクシュアル=A」や、自分自身のセクシュアリティを決めない、決められない「クエスチョニング=Q」等、性は多様であり、LGBTに限られるわけではありません。

※Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった「SOGI」という表現もあります。

※統計によると、人口のおよそ5～8%がいずれかの性的マイノリティであると言われており、（40人クラスのおよそ2～3人）

○なぜ、学校・園で取り組む必要があるの？

岡山大学ジェンダークリニックを受診した1,167人の性同一性障害当事者のうち、小学校入学以前に約6割が、中学生までに約9割が性別違和感を自覚しています。また、約6割は自殺を考え、約3割が自傷・自殺未遂や不登校の経験があると回答しています。自殺念慮を持つ年齢のピークは、思春期である中学生の頃であると報告されています。

【性的違和感を自覚し始めた時期】

	全体 有効回答数1,167人	MTF 有効回答数431人	FTM 有効回答数736人
小学入学以前	660(56.6%)	145(33.6%)	515(70.0%)
小学低学年	158(13.5%)	67(15.5%)	91(12.4%)
小学高学年	115(9.9%)	56(13.0%)	59(8.0%)
中学生	113(9.7%)	74(17.2%)	39(5.3%)
高校生以降	92(7.9%)	77(17.9%)	15(2.0%)
不明	29(2.5%)	12(2.8%)	17(2.3%)

【性同一性障害における種々の問題】

	全体	MTF	FTM
自殺念慮	58.6% (676 / 1,154)	63.2% (268 / 424)	55.9% (408 / 730)
自傷・自殺未遂	28.4% (327 / 1,153)	31.4% (133 / 423)	26.6% (194 / 730)
不登校	29.4% (341 / 1,158)	30.8% (131 / 425)	28.6% (210 / 733)
精神科合併症	16.5% (189 / 1,148)	25.1% (106 / 422)	11.4% (83 / 726)

- ・MTF (Male to Female)=トランスウーマン…「身体の性」が男性で「心の性」が女性の人
- ・FTM (Female to Male)=トランスマン…「身体の性」が女性で「心の性」が男性の人

困っているようであれば、就学前や小学校低学年からの早期の対応が大切です。そのためにも、性別について相談できる周囲の大人が存在や雰囲気づくりが欠かせません。本人や保護者からの訴えがあった場合、本人の隠しておきたい気持ちを尊重したうえで理解を求め、学校として効果的な対応を進めるためにも教職員間で情報共有し、チームで対応を進めることが重要です。

児童から相談されたら・・・

カミングアウトには、「自分のことを知ってほしい、理解してほしい」という思いが込められています。打ち明けてもらえたということは、あなたを信頼しているということです。

聴く

- ・安心して話せる環境をつくり、最後まで傾聴する。
- ・「話してくれてありがとう」と伝えるなど、今後も相談できるような関係をつくる。

一緒に考える

- ・困っていることやニーズを十分に聞き、対応を一緒に考える。
- ・これまで打ち明けた範囲を確かめるとともに、誰になら伝えていいのか、保護者に対するカミングアウトについても本人の意思を確認する。

つなぐ

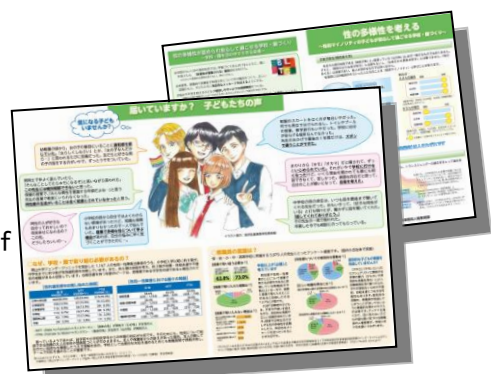
- ・本人や保護者の意向を踏まえながら、必要に応じて、相談機関や外部機関との連携を図る。

※多様な性について、より詳しい情報がリーフレット

『性の多様性を考える』に載っています。

滋賀県教育委員会事務局人権教育課 HP よりご覧になれますので、ぜひご一読ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/4043435.pdf>



【資料】

■青少年のインターネット及びスマートフォンの利用実態について

『令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書』より(令和6年3月 こども家庭庁)

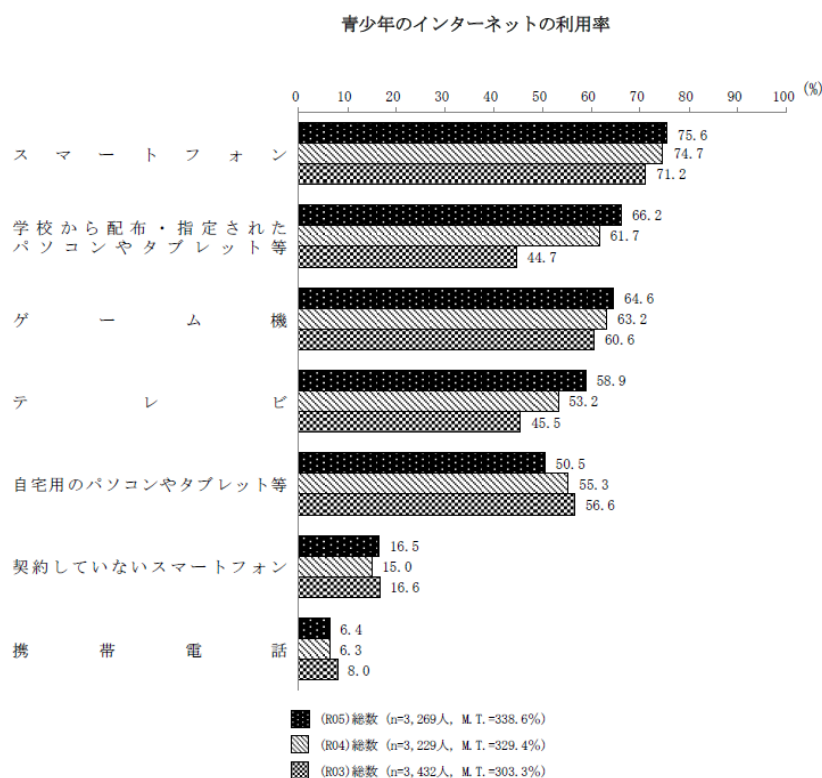
・調査目的(抜粋)

平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)において、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等を利用する際に、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されている。

本調査は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、平成21年度から毎年度、青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として実施している。なお、平成23年度からは、毎年度、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査として実施している。

・分析対象:満10歳から満17歳の青少年

・青少年のインターネットの利用率について



・インターネット利用にあたりフィルタリングなどの対策の実施状況について

「スマートフォン」でインターネットを利用している子供(2,470人)に対する保護者の取組を学校種別にみると、「フィルタリングを使っている」は小学生の保護者が47.1%、中

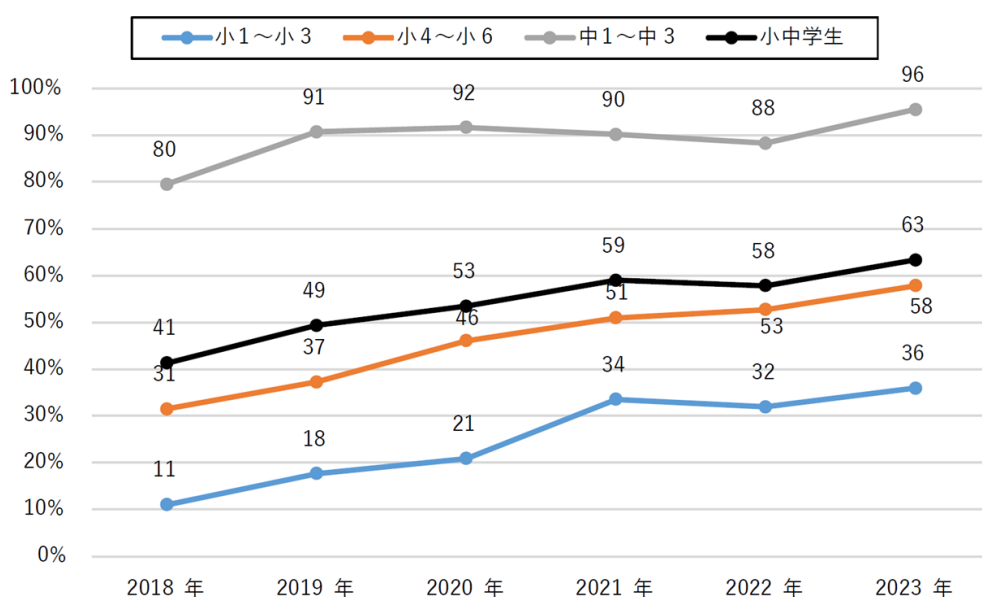
学生の保護者が 54.6%、高校生の保護者が 33.3%である。

「目の前(画面が見える距離)で使わせている」は小学生の保護者が 30.2%、中学生の保護者が 10.0%、高校生の保護者が 6.4%、「利用してもよい時間や場所を決めて使わせている」は小学生の保護者が 57.8%、中学生の保護者が 50.2%、高校生の保護者が 16.4%、「何を(内容)どれくらい(時間)使っているのか把握している」は小学生の保護者が 51.0%、中学生の保護者が 38.7%、高校生の保護者が 17.8%である。

「管理している(計)」は小学生の保護者が 94.4%、中学生の保護者が 91.3%、高校生の保護者が 71.4%である。

■小中学生の 3 人に 2 人が SNS を利用(2024 年 6 月 6 日 NTTドコモ モバイル社会研究所より) LINE・Instagram・TikTok・X のいずれかを利用している小中学生は上昇傾向で、63%となりました。特に中学生は、ほとんどの学生が利用しています。

【小中学生】 SNS の利用率 経年推移



■小学生の SNS 起因の犯罪被害が過去最多に(2024 年 5 月 27 日 日経BP「第 140 回 小学生の SNS 起因の犯罪被害が過去最多に」より)



SNS をきっかけに犯罪被害に遭った小学生の人数

(出所：警察庁)

フィルタリングで全ての被害を防ぐことはできないが、フィルタリングを設定すればどんなアプリを、どのぐらいの時間で利用しているかを親が把握することができる。異変にいち早く気付くことができるので、フィルタリングを設定し見守ることが望ましい。

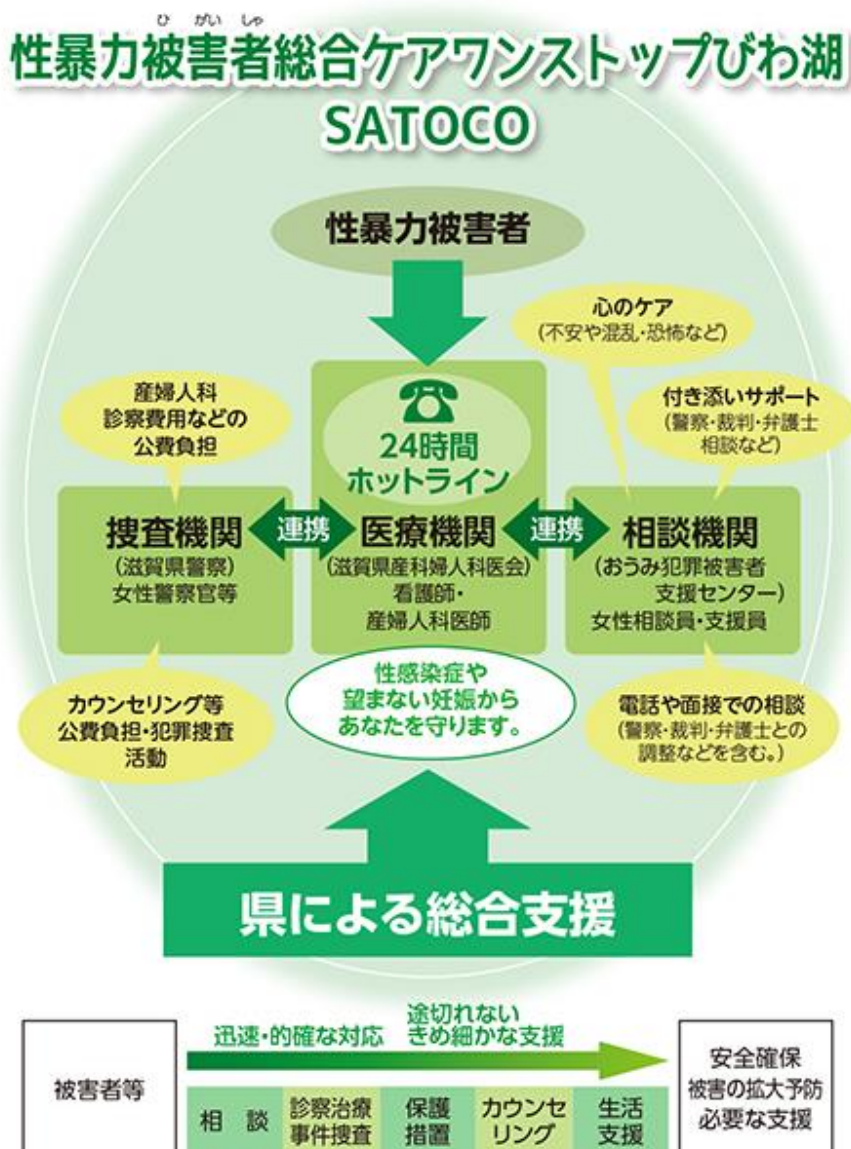
【資料】性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(通称)SATOCO

●被害者支援をすべて1ヶ所で●

SATOCO はワンストップで支援するためのネットワークで、ここに連絡すれば、相談、産婦人科医師による医療ケア、心のケア、弁護士相談、警察への届出などの支援が総合的に受けられます。

SATOCO では24時間、365日つながるホットラインで、男性からの相談も受け付けています。電話やメールを受けるのは、専門知識をもった女性の看護師です。

被害に遭う可能性は誰にでもあります。もしもの時のために、SATOCO があることをぜひ知っておいてください。



[連絡先]

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (通称)「SATOCO」

Sexual Assault victim Total Care One stop BIWAKO

(性暴力) (被害者) (総合ケア) (ワンストップ)

電話:090-2599-3105 (24 時間ホットライン)

メール:satoco3105biwako@gmail.com



■知っておきたい法律解説

・「出会い系サイト規制法」

平成 15 年(2003 年)6 月、出会い系サイトの利用に起因した児童売春事件等の犯罪の急増を背景に制定されましたが、依然として犯罪が多発していることから、平成 20 年 12 月、「出会い系サイト事業者に対する規制の強化」「児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進」を内容とする改正出会い系サイト規制法が成立しました。

この法律は、インターネットによる異性紹介事業を利用して児童(18 歳未満)を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的としています。

・「青少年インターネット環境整備法」

平成 21 年(2009 年)4 月、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、

- ①青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる
- ②フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援する

ことを基本としてインターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みんなで、子どもたちを有害情報から守る取組を求めています。

・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)

平成 13 年(2001 年)4 月、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することを目的に制定されました。この法律では、配偶者からの暴力は犯罪となることが明記され、加害者に対する法的措置(保護命令:接近禁止命令と退去命令)が可能となりました。

※この法律の対象となる「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性からの暴力だけでなく、女性からの暴力も対象になります。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

※平成 25 年 6 月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法律の適用対象となりました。※婚姻をせず、同居していない交際相手からの暴力は、広義のDVには含まれますが、この法律の対象とはなっていません。

※令和元年6月の法改正により、児童虐待と密接な関係があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力する機関として児童相談所が法文上明確化されることとなり、さらにその保護の対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

※令和6年4月から法改正され発令要件が拡大しました。クレジットカードを取り上げるなどの経済 DV なども対象となります。

・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)

平成 12 年(2000 年)11 月、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等が定められました。

この法律により規制の対象となるのは、特定の者に対する恋愛感情、その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う「つきまとい行為等」、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行う「ストーカー行為」です。

※令和3年に改正され、GPS 機器を使用し、無断で位置情報を取得することもストーカー行為の対象となりました。

「児童虐待の防止等に関する法律」

平成 12 年(2000 年)5 月、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的に制定されました。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、最悪の場合には、命を奪ってしまいます。将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

また、直接暴力を受けたり、DVが行われている家庭で育った子どもは、情緒不安定になったり、心身にいろいろな影響を受けることから、児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

- ・ 身体的虐待・・・なぐる、ける、やけどを負わせるなど
- ・ 性的虐待・・・性的行為を強いる、性器を見せるなど
- ・ ネグレクト・・・家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置するなど
(養育の拒否・怠慢)
- ・ 心理的虐待・・・ことばによるおどし、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別、子どもが同居する家庭におけるDVなど

児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は市町や子ども家庭相談センターなどに通告しなければならないとされています。特に、学校や幼稚園、保育園病院、児童委員など子どもに関わる機関(者)は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めなければならないとされています。(児童虐待防止法5条、6条)

3. 家族の一員として協力しよう

【テーマ】

家族の支え合い 自分にできること



【ねらい】

性別による役割意識にとらわれず、家族が協力し合うことの大切さに気づかせるとともに、自分にできることを考え、実践しようとする意欲を育てる。

【指導のポイント】

- ・自分の家庭における仕事の役割分担についてふり返らせ、偏りはないかなどについて考えさせる。(ただし、家族のスタイルはさまざまであることに十分配慮する。)
- ・社会全体で見ると、家事、育児、介護等の仕事は女性に偏っていることなどの仕事の固定的な偏りは、性別役割意識による場合があることを説明する。
- ・自分にできることは何かを考えさせ、家族の一員としての自覚のもと、実践しようとする意欲を育てる。

【参考】(展開にあたって)

おもな学習活動	指導上の留意点
<p>1. あなたの家では、だれがどんな仕事をしていますか。</p> <p>○表に記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表に記入することで、自分の家族についてふり返り、偏りがないか考える。 ・している人が複数いる場合は、それぞれ記入し、いつもしている人には◎、時々している人には○、たまにしかしない人には△などをつけてもよい。 ・自分のしていることについても○をつける。
<p>2. 気づいたことを自由に話し合ってみよう。</p> <p>○自分の家庭では、仕事の役割分担ができてい るか、偏りがないか等を話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気づいたことを、自由に記述させる。 ・「家事は女性の仕事」とする風潮が長く社会に存在してきたこと、今でも残っていることを伝える。ただ、最近では男女協力して家事育児を行う家庭が増えてきており、分担の偏りは改善されてきていることもあわせて伝える。 ・実際に男女で協力して育児を行っている事例を紹介する。(育児・介護休業法の解説はP28) (家庭での役割分担や育児時間の国際比較等資料を参考にする。)

3. 滋賀県の育児休業取得率のグラフを見て気づいたことを書こう。

○滋賀県の育児休業取得率を見て気づいたことを書く。

- ・子育ては、男女で協力して行うが、現在の育休の取得は女性が圧倒的に多いことに気づかせる。
- ・男性の取得率は、1.2%から21.8%と大きく伸びていることとともに、それでも依然として低いということに気づかせる。
- ・参考資料の「意識調査」からも分かるように男女で協力して家庭の仕事を行っている割合が増えていることにもふれる。

4. 自分にできることは何かな？

○表の中から、自分にできること、今までにしたことがあることを考える。

- ・今までにしたことのある仕事や、試してみte感じたことなどについて振り返らせる。
- ・前ページの表を見て、家族の一員として自分にできることを探す。
- ・気づいたこと、感じたことなどを自由に発言させる。

5. 自分にできることを決めてチャレンジしよう。

○家庭で自分にできることは何かを決め、実践する。

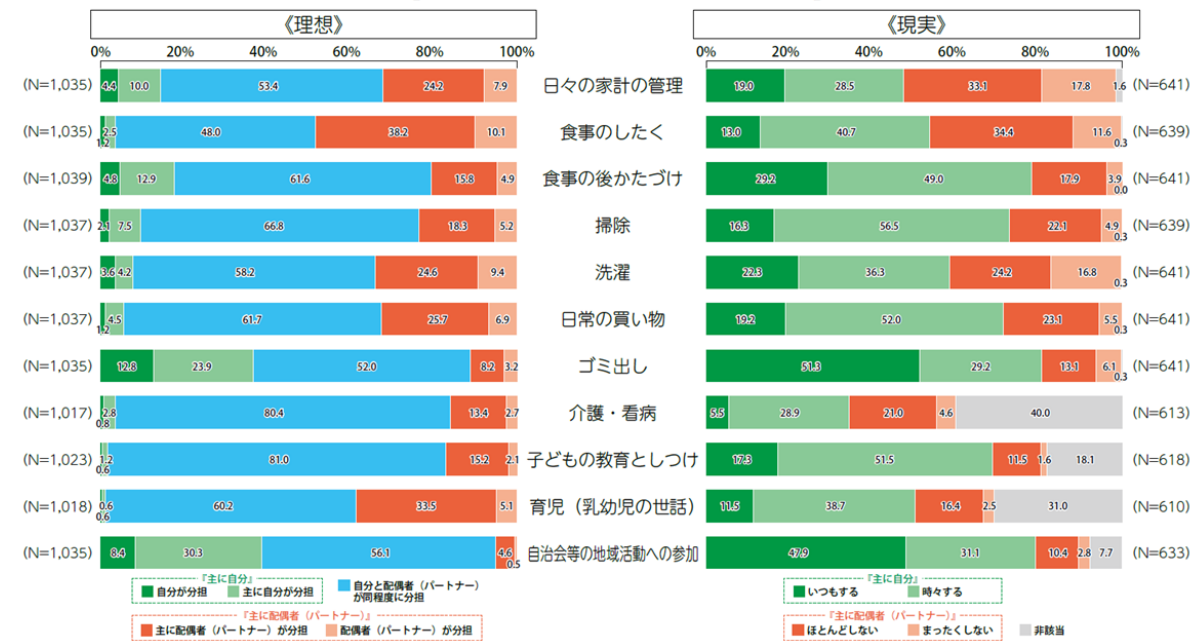
- ・家庭学習等で実践する。
- ・家の方からのコメントがもらえる児童については実践後記入してもらう。

・「自立度チェック」を用い、自分のことができているかを確認する。

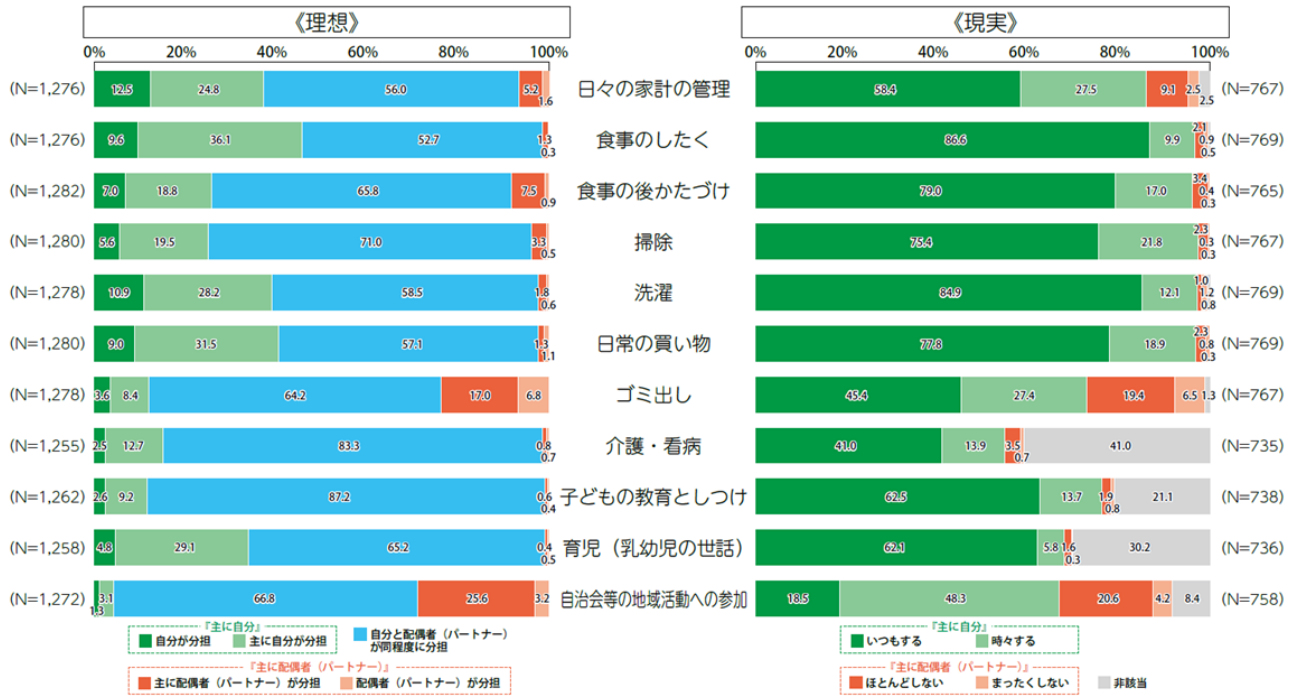
【資料】

■家庭生活における配偶者(パートナー)との役割分担

【男性の役割分担《理想》と《現実》】

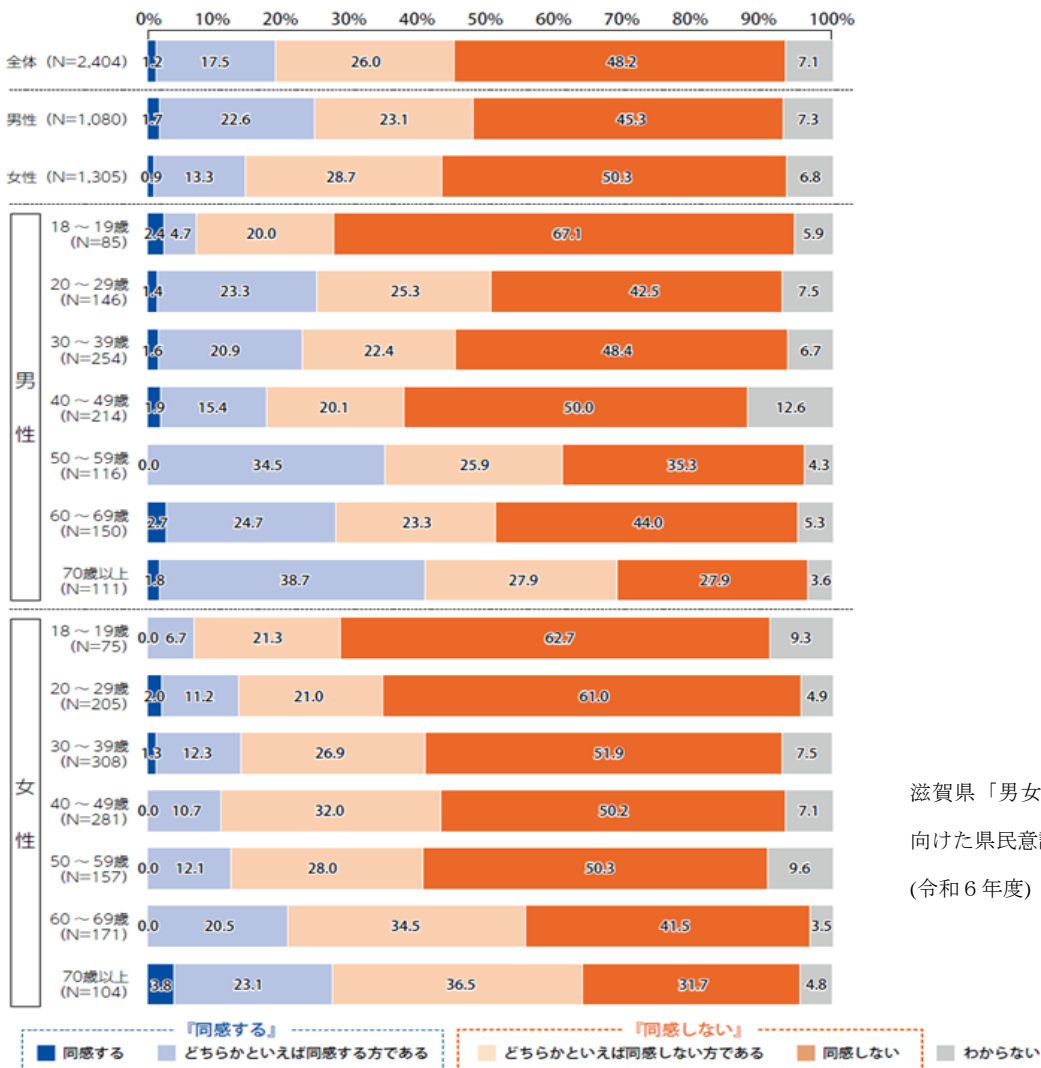


【女性の役割分担《理想》と《現実》】



滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(令和6年度)

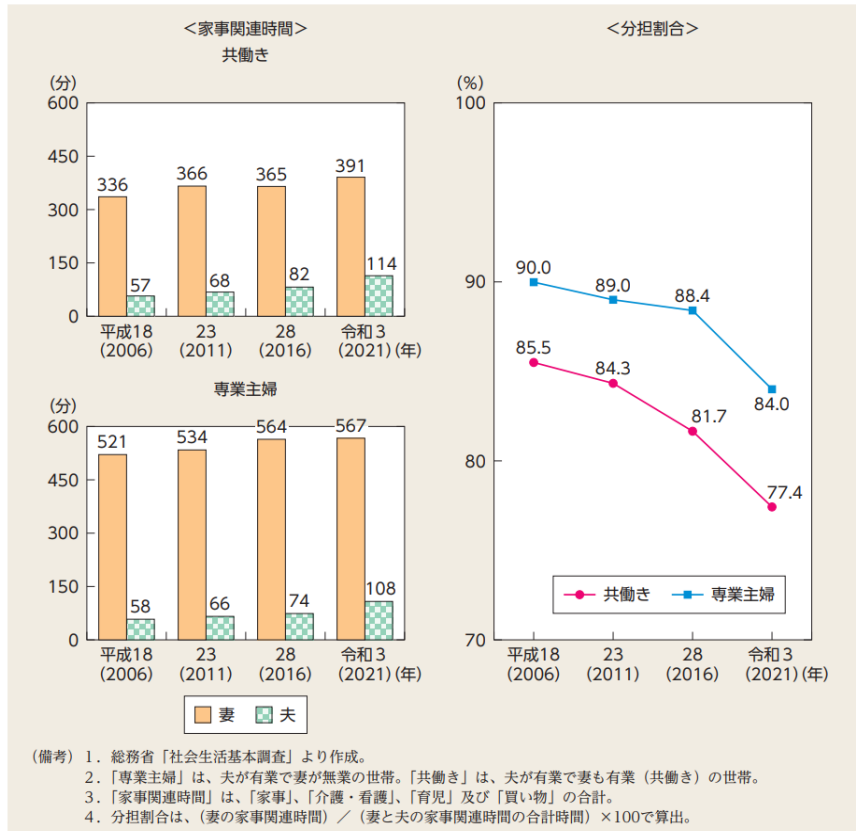
■「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方



滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」
(令和6年度)

■6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(週全体平均)

特-8図 6歳未満の子供を持つ妻・夫の家事関連時間及び妻の分担割合の推移(週全体平均)



資料:内閣府「令和5年版男女共同参画白書」

育児休業を取得した赤澤利幸さんへのインタビュー

建設現場で設備工事の現場監督をしています。担当している現場が勤務地になるので、現場が遠いと朝6時に家を出たり、近いと少し余裕があったりと生活時間はその時々で変わります。

昨年の4月に工事がひとつ終わり、次の工事が始まるまで仕事に余裕がありました。当時は下の子が生まれてまだ3ヶ月、2人の子どもを1人でみる大変さは想像できたので、それなら休みを取って僕が上の子を見ることはできるな、と思いこのタイミングで約2週間の育児休業を取得することにしました。

育児休業中は子どもと一緒に時間が増えるので、子ども達が慣れて自然に寄って来てくれるようになったのが嬉しかったです。家事や育児の分担はきっちり決めず、子どもの相手や洗い物など、その時必要なこと、できることを見つけてやっていました。今でも子ども達をお風呂に入れる、上の子を寝かしつけるのは僕の役目です。

子ども達の成長を見るのはおもしろいです。最近、下の子が初めてひとりで立った時は、嬉しくて感動しました。仕事は自分の段取り次第でメリハリをつけることができるし、上司も「子どものために早く帰り」と声をかけてくれます。子育てをするのは、僕にはすごく自然なこと。楽しんでやっています。

(平成30年11月取材)



4. みんなでつくるわたしたちのまち

まずはじめに、学校生活を振り返り、そのあとで、学校の外、地域生活について考えさせる。

※授業を行うにあたって、事前にP20の「先生のためのジェンダーチェック」を行っててください。

【テーマ】

学校生活の中で

その人らしさの尊重



地域生活の中で

社会のあらゆる場における男女共同参画



【ねらい】

学校生活の中で

事例を通して学校生活を振り返り、性別に関わりなく誰もが主体的に行動していく必要があることを理解するとともに、個性の違いを認め合う心を養う。

地域生活の中で

地域社会の中で、活躍する人々の姿について学ぶことを通して、性別役割意識にとらわれずに だれもが協力し合うことがよりよいまちづくりにつながることに気づかせる。

【指導のポイント】

学校生活の中で

- ・性別による、偏見や矛盾について気づき、改めようとする動機付けにする。
- ・事例を通して、「女のくせに」、「男のくせに」と言われたり、聞いたことがなかったか、日常を振り返り考えさせ、性による偏見や矛盾に気づく意識を養う。
- ・その人らしさを認めることによって互いに自尊感情を育み合い、人権意識の向上を図る。

地域生活の中で

- ・自分たちが、多くの人々に支えられながら暮らしていることに気づかせる。
- ・社会の中には、さまざまな立場の人が生活していることを知り、互いに尊重しあって行くことの大切さに気づかせる。
- ・進んで地域の行事に参加しようとする意欲を育てる。

県では、日常の何気ない会話の中での「固定的な性別役割分担意識」を題材とした紙芝居形式の動画教材を作成しました！

副読本の内容から派生したストーリーとなっています。

より深い学習を可能にするてびきと合わせて、県 HP に公開していますので、ぜひご活用ください！



滋賀県 じぶんらしさ

検索



【参考】(展開にあたって)

おもな学習活動	指導上の留意点
学校生活の中で	
1. あなたはどう思いますか。AさんやCさんの気持ちに寄り添って考えてみよう。	
<p>○野球が好きなAさん(女子)の事例について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球は男子のスポーツと決めつけるのはどうかな。 ・野球といえば男子を想像するな・・・。 <p>○もの作りが好きなCさん(男子)の事例について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子が一人でもいいじゃない。 ・得意なことをすることはいいことだよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんはどんな気持ちだったか話し合わせる。 ・Cさんはどんな気持ちだったか話し合わせる。 ・DさんはCさんになぜそのような事を言ったのか考えさせる。 <p>◎2つの事例について、感じたことを交流しあう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別役割意識から出た意見が出た場合、なぜそうなのか話し合わせる。 ・事例だけでなく、具体的な体験があれば発表して話し合う。 ・ロールプレイでしてみるのもよい。
2. 学校生活の中で、あなたが気づいたり、考えたりしたことを書こう。	
<p>○似たようなことや、「男の子だから」とか、「女の子だから」と言われたり、聞いたりしたことはないかについて話し合う。</p> <p>○言われたときはどんな気持ちでしたか。</p> <p>○ジェンダーチェックを行い、チェック項目の考えに賛成か反対か、自分の考えをもたせ、意見交流を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に意識調査やアンケートをとって、実態をつかんでおくのも良い。 ・「女子は○○」「男子は○○」と性別でまとめて一般論化してしまうことがないか、考えさせる。 ・ジェンダーチェックに答えはないことを伝える。
3. 「自分らしさ」を大切にするというのはどういうことでしょうか？	
<p>○まとめの文を読んで話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その人らしさを大切にすることが一人ひとりの成長につながるということを押さえる。 ・「自分らしさ」に関する詩等をまとめに活用してもよい。

地域生活の中で

4. わたしたちが住むまちにいろいろな活動があることを知ろう。

○写真を見て気づいたこと、考えたことについて自由に発言する。

- ・自治会・PTAの運営・・・自治会活動やPTA活動は、男女関係なくいろいろな人の協力ができないことや、みんなで意見を出し合うことでよりよい活動ができることを、守山市吉身東町自治会 小西由美子さんのインタビューや彦根市立城北小学校PTAの活動から考えさせる。
- ・ワールドアミーゴクラブ・・・社会の中には様々な立場の人々が生活していることに気づかせる。ここでは外国人の方を取り上げ、互いの文化を知り、尊重しあえるような取り組みについて紹介する。
- ・スクールガード・・・自分たちが多くの人に支えられていることに気づかせる。また、お世話になっていることは他に何かあるかについても考えさせる。

5. 自分たちの地域について考えよう。

○運動会、清掃活動、夏祭りなど、みんなで協力して取り組んでいる活動について考える。また、地域の活動に参加したことやこれから参加したいと思うことを出し合う。

(発展例)

男女が協力しあい、地域の活動についてさらに工夫できるアイデアを考えよう。

- ・自分たちの地域にも、みんなで協力して行っている行事、多くの人が参画して成立している行事等がないかを考えさせる。
- ・今までに、自分が参加してきた行事についてふり返る。
- ・自分たちの考えをもたせたあと答えはないことを伝え、これをきっかけに自己の生活の中での見方・考え方に生かしていくようアドバイスする。

【資料】

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のやうに、
地面(じべた)を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のやうに、
たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。

金子みすず詩集より

【資料】

■守山市吉身東町自治会 会長 小西 由美子さんへのインタビュー内容

平成24年度から自治会長をしています。自治会長への就任を依頼された当時、私は民生委員・児童委員もしており、悩みましたが、県内でまだまだ女性の自治会長が少なく、守山市長より「自治会役員等の選出における積極的な女性の登用について」というお願い文書をいただき、引き受けることにしました。

女性が自治会長になったことにより、他の役員さんから相談しやすくなったと言われたり、行事等に女性の参加が増えました。

自治会活動だけでなく、色々な場面でも言えることですが、男女のどちらか一方しかいないと偏った意見になりがちです。男性や女性、若い人やお年寄り、仕事をしている、していないなど、いろいろな立場の人たちに参加してもらうことでより良いものができると思います。

吉身東町自治会では、夏祭りや防災訓練のほか、清掃活動や餅つき大会など、さまざまな活動を行っています。また、ボランティアで、毎月第2土曜日に子ども食堂を開いたり、毎週火曜日には、障害を持つ子どもの通学支援を行ったりしています。

みんなで協力し合って、楽しいまちづくりを目指しています。



■彦根市立城北小学校PTA

登校指導やあいさつ運動、リサイクル活動の実施や週末の親子教室、学区の夏祭りでの模擬店の出店、運動会でのうどんバザーの運営など、さまざまな活動を、学校・家庭はもちろん、青少年育成協議会や民生児童委員など地域の方々と連携をはかりながら行っている。

連携をとることで、一部の負担にならないようにすることができ、また、子どもたちと地域の人々がかかわる機会となっている。

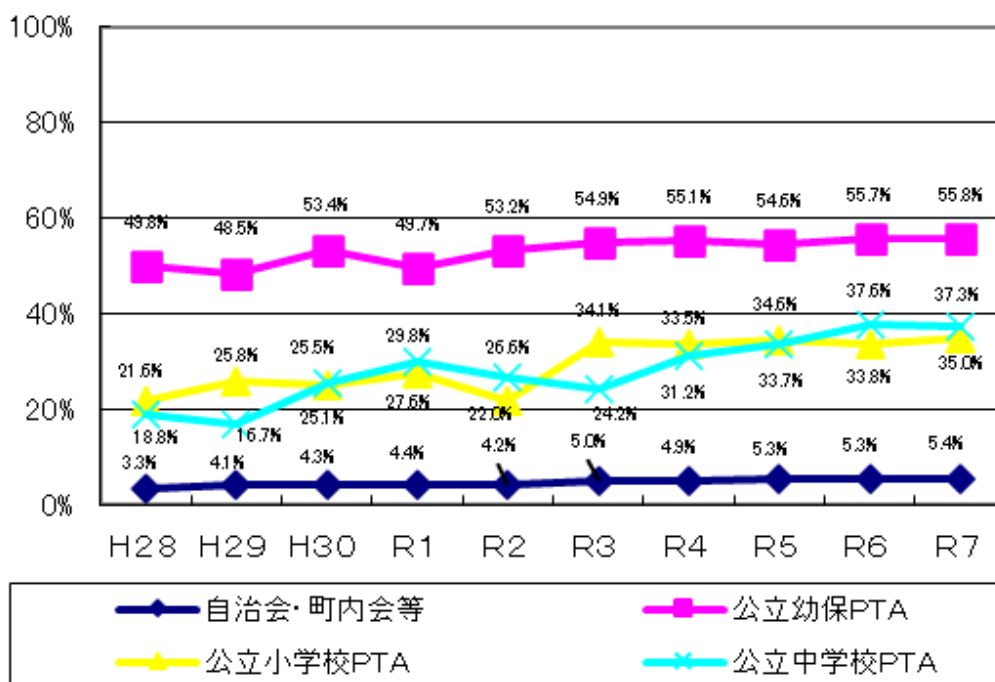
副読本掲載の写真は、年に3回程度、週末に行われる親子教室。工作や料理などさまざまな体験を通して、子どもたちが「できた」「やれた」ことを実感できる場となるよう運営されている。毎回、多くの親子が参加し、共に楽しんでいる姿が見られる。

■ワールドアミーゴクラブ

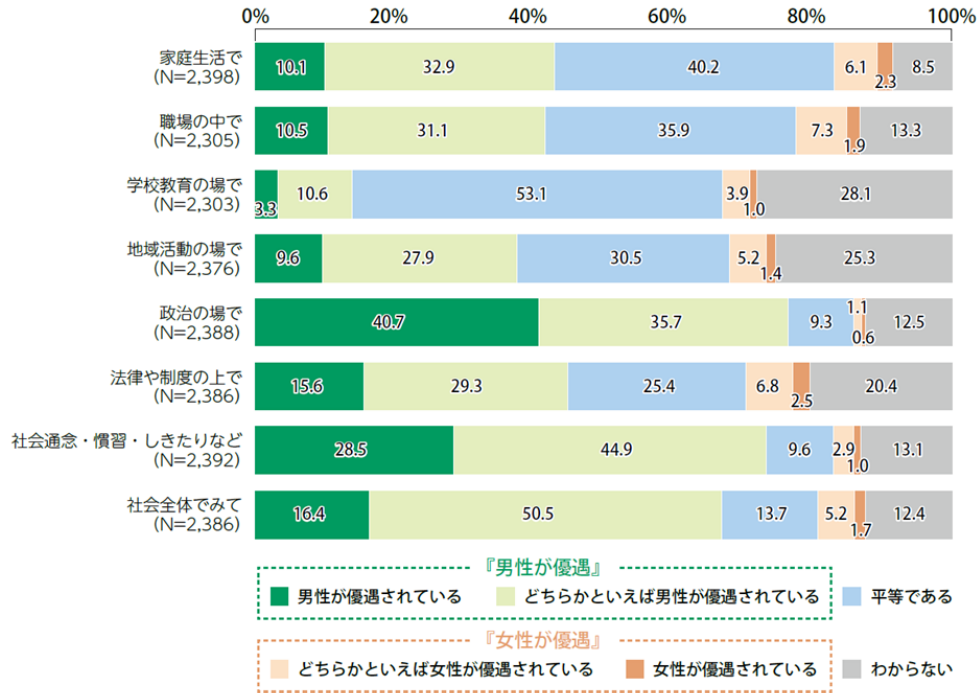
在住外国人の文化と人権を尊重し、在住外国人が地域において安心して生活を送ることができるよう、日本語指導や教科学習の支援およびゲームや食を通じての多様な文化交流を通して、主に外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所づくりを行っている。

副読本掲載の写真は、近江八幡市内のコミュニティセンターにおいて、毎週土曜日の午前中に開催されている学習会。地域のボランティアの人達が、子ども達の学習の手伝いをしている。

■PTA・地域活動における女性の代表比率



■各分野での男女の地位の平等感



滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(令和6年度)

■先生のためのジェンダーチェック

次の意見にあなたは賛成ですか、反対ですか？

はい

いいえ

男子に対しては女子に比べると少々厳しく指導した方がよいと思う。		
男子は女子に勉強やスポーツで負けない方がよいと思う。		
グループ分けをするとき、無意識で男女別にしてしまうことがよくある。		
家庭科は男女共修でなくてもよいと思う。		
柔道や剣道などは男子のスポーツであるべきだと思う。		
応援団長は男子になるべきだと思う。		
会合での席順は、男性が上座、女性が下座に座るべきである。		
町内会や自治会の組織の代表は、男性の方が向いている。		
普段の地域活動は女性の方が向いている。		
子供会の役員は女性の方が向いている。		
町内会の会合で、お茶の準備や後かたづけは女性がする方がよい。		
女性は政治的分野には向いていない。		

※このチェックシートはジェンダーバイアス(性に対する偏見(性別に対するステレオタイプ))をチェックするためのシートです。このチェックシートに答えはありません。またこれで全てというわけではありませんが、このチェックシートを自身の抱くジェンダーバイアスに気づききっかけとし、今後の参考としてみてください。

5. 夢に向かって！！



【テーマ】

夢に向かって

【ねらい】

男女が性別を理由に制限されることなく、自由に職業を選択し、個性を發揮しながら自己実現をすることの大切さに気づく。

【指導のポイント】

- ・「自分らしい仕事」をしている人々の写真やメッセージから、男女を問わず自分の夢を実現して活躍する人々の様子を知る。
- ・「男の人の仕事」「女の人の仕事」というようにみえても、ほとんどは「性別は関係ない仕事」であることに気づかせる。
- ・自分が将来やりたいことやつきたい職業について考え、働くことに夢をもち、実現のために可能性を伸ばすことの大切さに気づかせる。

【参考】(展開にあたって)

おもな学習活動	指導上の留意点
<p>1. 資料から県内で活躍しておられるみなさんを見てみよう。</p> <p>○写真やメッセージ、インタビュー動画を見て、男女を問わず自分の夢を実現していることを知る。</p> <p>(展開例) 4人のメッセージを聞いて感じたことは何かな。</p>	<p>・県内の身近なところで「男の人の仕事」「女の人の仕事」と思われがちな仕事にも、自分のやりたい道を見つけながら、活躍している人々の生き生きとした姿に気づかせる。</p>
<p>2. グラフから読み取ろう。</p> <p>○グラフを見て気づいたことを話し合う。</p> <p>○男女でグラフの形が違う理由について考える。</p>	<p>・女性管理職の割合が伸びてきているものの滋賀県は全国平均より低いことが分かる。</p> <p>・女性が14.4%ならば男性が85.6%であることを補足する。</p> <p>・子育て世代の女性の就業率が下がっていることに気づかせる。</p>
<p>3. 自分の将来の夢について考えよう。</p> <p>○メッセージを読んで将来自分のしてみたい仕事について考える。</p> <p>(展開例) ・4人のメッセージで参考になったことは何かな。 ・将来どんな仕事をしてみたいかな。自分の夢について考えよう。</p>	<p>・性別に関わりなく誰でも多様な可能性があることに気づかせる。</p> <p>・性別に関係なく、自分がやってみたい仕事について考え、かなえられるように自分らしく生きることの大切さを知る。</p>

【展開にあたっての留意点】

一人ひとりの在り方・生き方において、どのようなライフスタイルを選択するかは、各自の価値観によるが、自己実現をはかりたいという欲求をもつことは自然であり、それぞれの生き方を尊重することが大切であるとの観点に立って指導をする。

滋賀大学教育学部附属幼稚園 教諭 高井 謙さん

子どもが好きで、子どもと関わる仕事がしたいと思い、この職業を選びました。

大人では考えつかない、子どもならではの考えや発見、気づきをすぐそばで一緒に感じられるのが、とてもぜいたくで幸せなことだと思います。幼稚園教諭は子どもの成長を間近で見ることができる、素敵な職業だと感じています。

小学生のみなさんには、やってみたいことや気になることがあるときには、先にどうなるかを考えるのではなく、まずやってみてほしいと思います。チャレンジすることで、何か足りないものや分からないことが見つかったら、そこからまた考えたり努力したり、人に尋ねたりして向かっていくと良いと思います。

株式会社いと 代表取締役 山崎 いずみさん

「株式会社いと」という会社を立ち上げ、コワーキングスペース*の運営と、エディブル・フラワー(食用花)の生産・販売をしています。3人目の子どもが生まれてから、ある日ふと、万が一自分が家族を支えることになったら、子ども3人を抱えて生活していけるのかな、と思うことがありました。自分の力で家族とともに生活していくためには何が必要かを“学びたい”と思ったのが、そもそもの起業のきっかけです。子どもがいるということが、企業に勤めるには1つの制限になると思ったので、それ以外の働き方を模索していました。女性だから男性だからにかかわらず、自分で物事を決めて実現でき、自分で責任を持てるということが、起業の大きなやりがいだと思います。

自分で生きていくための力をつけることが大切だと考え、子どもたちにも、どうやって生きていきたいかということを考えてほしいと日々伝えています。肩書や資格も大切ですが、人生はさまざまな事が起こるので、環境が変わっても働いていける力を身に付けてほしいと思います。

そのためには、自分ひとりで考えても分からないことは、親や先生、周りの大人などいろいろな人に聞いてみてほしいです。また、本を読むことも大切です。人との出会いと同じくらいたくさんのもので得られるので、たくさんの本を読んでほしいと思います。

*コワーキングスペース: 場所を共有しながら独立した仕事をする共働ワークスペース。

大津市消防局南消防署 消防士 上田 寧々さん

小さな頃から消防車や消防士に憧れを持っており、体を動かすことが好きだったので消防士になりました。父や母も私がやりたいことを前向きに応援してくれました。

現在は主に、消火活動を担当する消防係として勤務しており、将来的には女性で滋賀県初のレスキュー隊員になることを目標に、日々訓練に励んでいます。女性の救急救命士や消防士は増えてきており、南消防署にも5人います。男性隊員との体力の差を感じることもあり、くやしく思うこともあります。が、「やればできる」という思いをもって、日々業務にあたっています。

また、結婚や出産をしても仕事ができる環境なので、先輩職員のように仕事を続けていきたいと思っています。

今、将来やりたいことがある人は、それを実現するために今の自分は何をするべきか、調べたり考えてみてください。性別に関係なく、やりたいことは最後までやりぬく、諦めないという気持ちが大事だと思います。

「わばら」の生産者 國枝 健一さん

祖父の代からばらの生産をしており、生まれたときから周りにばらがある環境でしたが、自分もそれを仕事にすることは思っていませんでした。しかし、一度他の仕事に就いて社会に出ると、花というものは無条件で喜ばれるものであり、世界共通で人を幸せにする魅力があるということに気づきました。ただ、現在の流通の構造などから、喜ぶ人の顔が生産者からは見えにくいという現状があったので、そこをなんとかつなげられないかという思いから、この仕事をしようと思うに至りました。わばらの生産を通して、どのように世の中の役に立てるか、ということを中心に考えながら仕事をしています。

小学生のみなさんには、自分の心が動くことに素直になってもらえたらと思います。いろいろなものを見たり、経験したときの自分の声を受け止めて、その延長線上に将来の仕事があると思います。

※「わばら」は、國枝さんの父、啓司さんの農園「ローズファームケイジ」のオリジナル品種です。

※副読本で紹介している上記4名の方からのメッセージ動画を県HPに公開しています。副読本とあわせてぜひご活用ください！

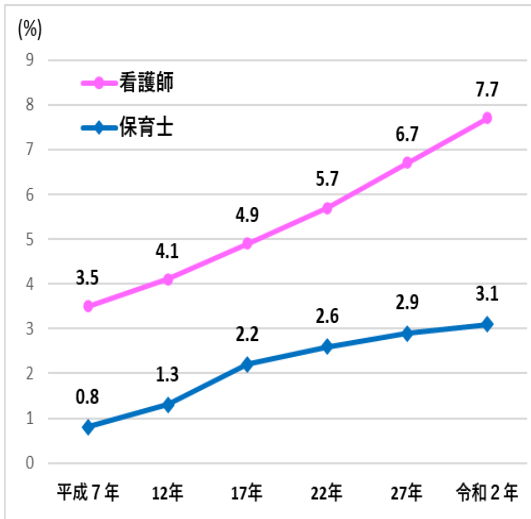
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/304270.html>)



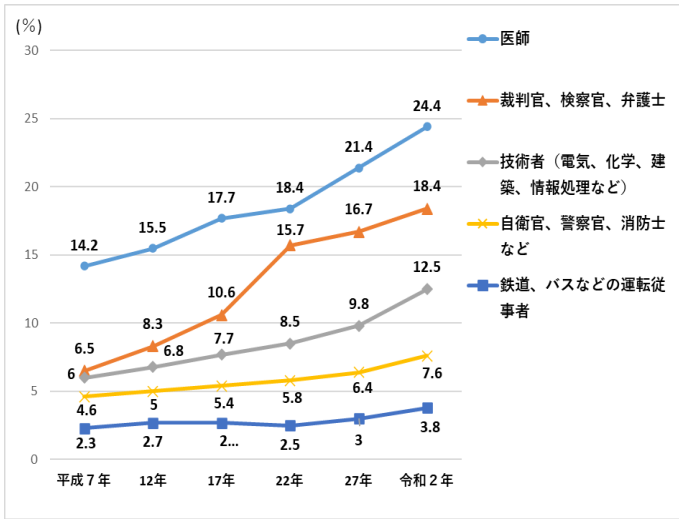
滋賀県 わたしもあなたも大切に 検索



■職業別男性割合の経年比較

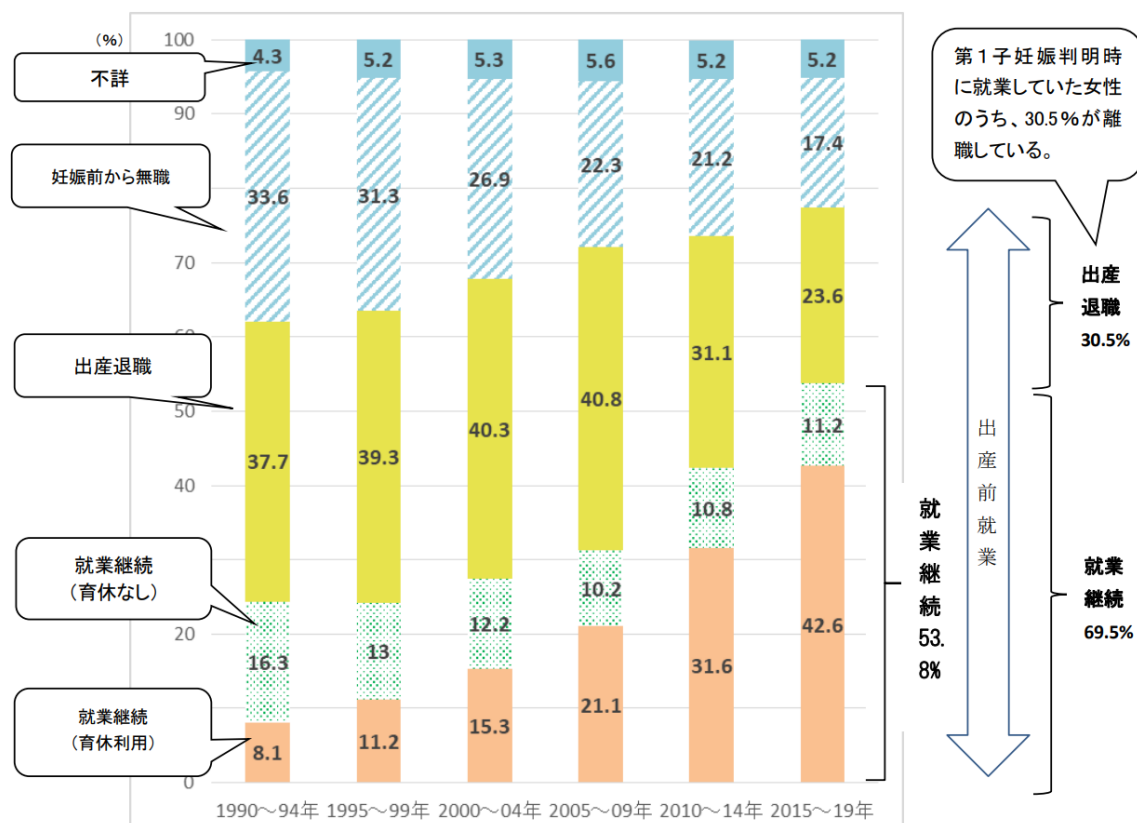


■職業別女性割合の経年比較



資料：総務省「国勢調査」より作成

■子どもの出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化(全国)



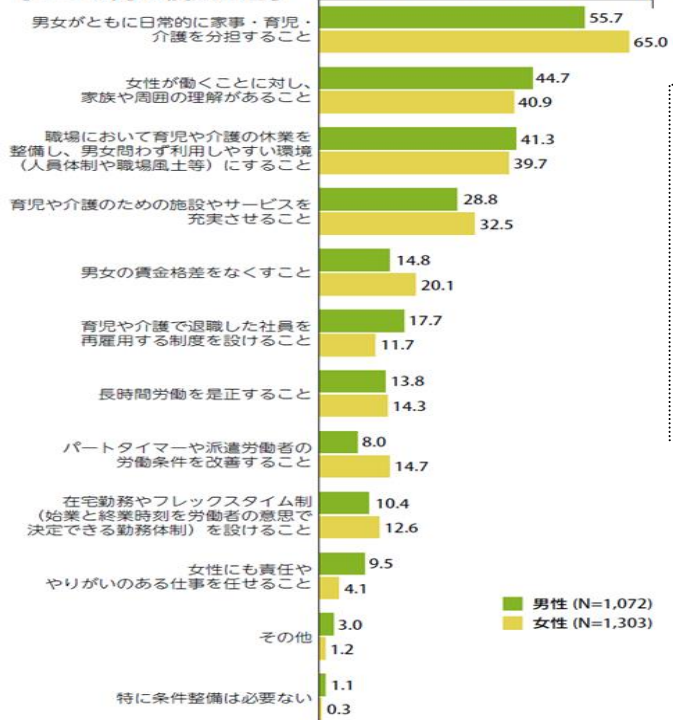
資料：「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」国立社会保障・人口問題研究所

備考：対象は出生子ども数1人以上で、第15回以前は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚どうしの夫婦。就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化を見たもの(仕事が変わっていても、同時点で就業していれば「就業継続」に含まれる)。「妊娠前から無職」には、子ども1歳時に就業しているケースを含む。育児休業制度の利用有無が不詳のケースは「育児休業利用なし」に含めている。

- ・就業継続(育児休業利用)：妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
- ・就業継続(育児休業利用なし)：妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
- ・出産退職：妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
- ・妊娠前から無職：妊娠判明時無職～

■女性が仕事を続けていくために必要なこと

[3つ以内で複数回答]



- 出産という役割を担う女性が仕事を続けていくためには、家族や周囲の理解と協力が必要であることはもちろん、社会制度の整備も大きな力となることを知るための資料として活用できる。
- P5「男性も女性も協力して育児をしています。」のところでも活用できる。

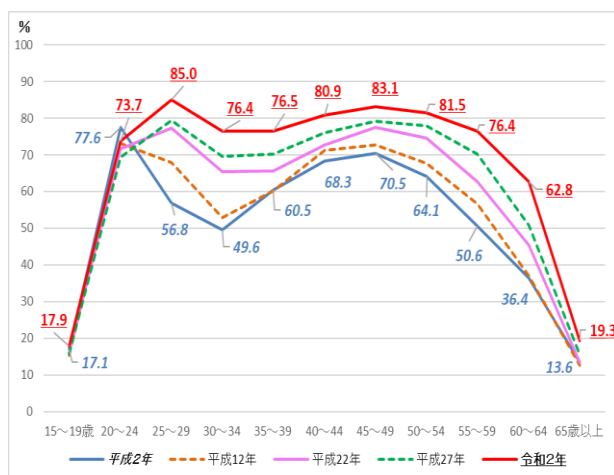
資料:滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(令和6年度)

■法律解説「男女雇用機会均等法」P33、「育児・介護休業法」P29参照

用語の説明

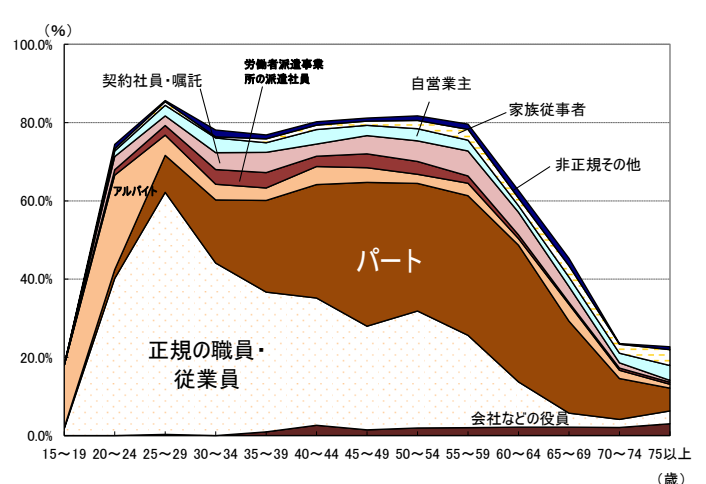
- ・管理的職業従事者…会社役員、会社管理職員、管理的公務員などを指します。
- ・有業率…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている人を「有業者」と呼び、生産年齢人口(15~64歳人口)に占める有業者の割合を「有業率」と呼びます。
- ・M字カーブ…女性の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)を年齢別に見たとき、アルファベットのMのような形に推移することを指します。結婚や出産を機に退職し、育児の手が離れると再就職する女性が多いことを示しています。M字の深さは年々小さくなってきており、だんだんM字とは言えなくなってきましたが、依然男性と女性で労働力率の推移には違いがあります。また、滋賀県の女性のM字の谷は全国的にみると深いのが特徴です。

女性の年齢階級別労働力率の経年変化(滋賀県)



資料:総務省「国勢調査」

女性の年齢階級別従業上の地位、雇用形態(滋賀県)



資料:総務省「就業構造基本調査」(令和4年)

6. 知っておきたい法律その他

年	動 き	ポイント
昭和 59 年(1984)	「国籍法」「戸籍法」一部改正 (1986 施行)	父系優先血統主義から父母両系血統主義へ
昭和 60 年(1985)	「男女雇用機会均等法」成立 (1986 施行) 「女子差別撤廃条約」推進	雇用の分野における男女の機会均等、待遇確保あらゆる分野における女性差別撤廃、男女平等な権利の確立
平成元年(1989)	学習指導要領改訂	高等学校家庭科の男女必修等
平成 3 年(1991)	「育児休業法」成立 (1992 施行)	育児休業制度の法制化
平成 7 年(1995)	「育児・介護休業法」成立、施行 ILO156 号条約批准 (「家族的責任を有する労働者条約」)	介護休業制度の法制化 男女の家族的責任 (育児や介護等、被扶養者である子および介護・援助を必要とする近親家族に対する責任)
平成 9 年(1997)	「男女雇用機会均等法、 労働基準法、 育児・介護休業法」 一部改正 (1998 一部 1999 全面施行) 「介護保険法」成立 (2000 施行・一部除く)	差別解消努力義務から差別禁止規定へ セクハラ防止、ポジティブアクションへの対応 女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等 労働者の深夜業制限の制度創設 介護保険制度の創設
平成 11 年(1999)	「男女共同参画社会基本法」成立、施行 「食料・農業・農村基本法」成立、施行	男女共同参画社会の実現 女性の参画の推進を規定
平成 12 年(2000)	「ストーカー規制法」成立、施行 「児童虐待防止法」成立	ストーカー行為を行う者に対する行政上の措置等、国等による支援等について規定 児童虐待の防止等に関する施策の促進
平成 13 年(2001)	「DV 防止法」成立、同年一部施行 (2002 全面施行)	配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護を総合的に規定
平成 15 年(2003)	「次世代育成支援対策推進法」成立、一部施行 (2005 全面施行)	次世代育成支援対策を総合的に推進
平成 16 年(2004)	「児童虐待防止法」改正 「DV 防止法」改正 「育児・介護休業法」改正 (2005 施行)	保護者以外の同居人が含まれる、目の前の両親関の DV の目撃も含まれる、通告義務の拡大 「暴力」の定義の拡大、保護命令の対象拡大、被害者が同伴する子への接近禁止命令等 育児・介護休業の対象拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設義務化等
平成 18 年(2006)	「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正 (2007 施行)	性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクハラ防止措置・母性健康管理措置の義務化、実効性の確保 女性の坑内労働が一部を除き解禁
平成 19 年(2007)	「DV 防止法」改正 (2008 施行)	保護命令の対象拡大、保護命令により禁止される行為の対象拡大、被害者の親族等への接近禁止命令等
平成 20 年(2008)	「次世代育成支援対策推進法」改正 (2009 施行)	仕事と家庭の両立支援の促進、地域における子育て支援サービスの基盤整備
平成 21 年(2009)	「育児・介護休業法」改正 (2010 施行)	短時間勤務制度の義務化、子の看護休暇制度の拡充、介護のための短期の休暇制度の創設、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業期間延長、育児休業取得における専業主婦 (夫) 除外規定の廃止
平成 25 年(2013)	「DV 防止法」改正 (2014 施行)	配偶者からの暴力だけでなく同居している交際相手からの暴力も適用対象
平成 26 年(2014)	「次世代育成支援対策推進法」改正 (2015 施行・一部除く)	法の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで延長、プラチナくるみん制度創設
平成 27 年(2015)	「女性活躍推進法」成立 (2016 施行)	301 人以上の労働者を雇用する事業主に対し、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、自社の女性の活躍に関する情報の公表の義務化
平成 28 年(2016)	「男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法」改正 (2017 施行)	妊娠・出産、育児休業等を理由とした不利益取り扱いの防止措置義務 子が 1 歳に達するまでに保育所に入れない場合の育児休業期間の延長

平成 29 年(2017)	「育児・介護休業法」改正、施行	育児休業期間を「最長 2 歳まで」延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設
平成 30 年(2018)	「政治分野における男女共同参画推進法」成立、施行 「働き方改革関連法」成立（2019 順次施行）	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金
令和元年(2019)	「女性活躍推進法」改正（2020 一部 2022 全面施行） 「男女雇用機会均等法」改正 「DV 防止法」改正	一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設 事業主のハラスメント防止対策の強化 相互に連携・協力する関係機関として児童相談所を明記
令和 2 年(2020)	「労働施策総合推進法」改正（2020 改正・一部のぞく）	職場におけるパワーハラスメント防止について、事業主に防止措置を講じることが義務付けられ、併せて事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱も禁止された
令和 3 年(2021)	「育児・介護休業法」改正（2022 施行・一部のぞく） 「政治分野における男女共同参画推進法」改正、施行 「ストーカー規制法」改正	男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け 育児休業の分割取得 育児休業の取得の状況の公表の義務付け 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 政党等の取組促進、国・地方公共団体の施策・責務の強化等 GPS 機器を使用した位置情報の無承諾取得の規制など
令和 4 年(2022)	「次世代育成支援対策推進法」改正 「改正児童福祉法」成立	くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等
令和 5 年(2023)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行 「DV 防止法」改正（2024 施行・一部のぞく）	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定める 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県計画の記載事項の拡充、協議会の法定化
令和 6 年(2024)	「DV 防止法」改正 「育児・介護休業法」改正（2025 年施行） 「次世代育成支援対策推進法」改正（2025 施行・一部のぞく）	保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等 子の看護休暇の見直し、所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大、短時間勤務制度（3 歳未満）の代替措置にテレワーク追加、育児のためのテレワーク導入、育児休業取得状況の公表義務適用拡大、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和、介護離職防止のための雇用環境整備
令和 7 年(2025)	「改正労働施策総合推進法」改正（2026 施行・一部のぞく） 「男女雇用機会均等法」改正（2026 施行・一部のぞく） 「女性活躍推進法」改正（2026 施行・一部のぞく） 「ストーカー規制法」改正、施行	ハラスメント対策強化と女性活躍推進の強化（情報公表の義務の拡大） ハラスメント対策強化（公布日：令和 7 年 6 月 11 日 施行日：公布後 1 年 6 か月以内の政令で定める日） 情報公表の必須項目の拡大など。 紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等を規制対象行為に追加。
令和 8 年(2026)	「女性活躍推進法」施行 「ストーカー規制法」改正	情報公表の義務の拡大など。 ストーカー行為等の相手方に係る情報を提供するおそれがある者に対し、情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、情報提供を行わないよう求めることができる

7. 知っておきたい用語

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

これまでは、男女が社会の中で別々の役割を担い、その上でお互いに足りないところを補い合って協力するかたちが多ありましたが、21世紀のこれからは、男女があらゆる場で共に協力し、共に責任を担って、よりよい社会を目指していくことが求められています。

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年(1999年)6月に公布、施行されました。

5つの基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

②社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③政策等の立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

男女共同参画推進条例

男女が共に輝いて生きることができる男女共同参画社会の一日も早い実現を目指して、平成14年(2002年)4月に施行しました。男女共同参画を進めていくうえで、大切にしなければならない考え方や、行政と県民・事業者のみなさんとが一緒になって男女共同参画を進めていくことなどを定めています。

6つの基本理念

- ①男女の人権を尊重すること
- ②「男だから」「女だから」といった固定的な役割分担意識や慣習などによって、さまざまな社会活動が妨げられないようにすること
- ③企業や自治会などすべての団体で方針の立案、決定に男女が共同して積極的に関わることができるようにすること
- ④男女が互いに協力しあい、社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たし、職場や学校、地域などの活動も積極的にできるようにすること
- ⑤男女が、それぞれの性について理解することによって、妊娠・出産に際して互いの意思が尊重され、生涯にわたって健康な生活が送れるようにすること
- ⑥国際的な取組と協調すること

～パートナーしがプラン2030～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

滋賀県では、男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)までを目標年度とする「パートナーしがプラン2030(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」を策定しました。

「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～」を基本理念に、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いに生きがいを持って意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

施策の方向 子ども・若者に向けた取組

取組 男女共同参画に関する教育の推進

○児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、主体的に学び、考え、行動できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた教育を推進します。

- 教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画意識を高めるため、研修や必要な情報提供等を行います。
- 人権尊重を基本に子ども・若者の幸せの実現を目指して、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダ一平等などの幅広いテーマを含む教育である、包括的性教育について、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めます。

第4期滋賀県教育振興基本計画における男女共同参画教育の位置付け

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

(1)すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

- ◆性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりが互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会に向け、家庭、地域社会、職場における取組が加速するよう、情報や学習機会の提供を進めます。

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。平成3年(1991年)に「育児休業法」が制定、平成7年(1995年)6月に「育児・介護休業法」に改正されました。

この法律により、男女労働者のどちらでも、子どもの1歳の誕生日の前日まで、最長で1年間(父母がともに育児休業を取得する場合1歳2か月に達するまで延長可。また、一定の必要性が認められる場合は2歳まで延長可)育児休業を取ることができるようになりました。配偶者が専業主婦(夫)である場合にも取得できます。さらに、使用者に育児・介護のために休業を申し出た、または休業したことを理由に労働者を解雇することを禁じています。

令和元年の改正(令和3年1月1日施行)では、育児や介護を行うすべての労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。事業主は、労働者に1時間の整数倍の「時間」を申し出に応じ、取得させねばならないことが明記されています。妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する、育児休業制度等に関する個別の周知と休業の取得意向の確認など、育児休業を取得しやすくなる取組が企業へ義務付けられ、さらに育児有業を分割して取得できるようになりました。(令和3年6月改正、令和4年施行)直近の改正(令和6年改正、令和7年施行)では、「子の看護休暇」などが改正されました。例えば対象となる子の範囲が小学校就学

**一般事業主行動
計画
特定事業主行動
計画**

の始期までから、3年生までに延長となりました。さらに、「介護離職防止のための雇用環境整備」を全企業に義務付けました。自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供などが求められます。

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」、国や地方公共団体以外の事業主が策定するものを「一般事業主行動計画」といいます。国や地方公共団体および国や地方公共団体以外の事業主で常時雇用する労働者の数が101人以上のものは、計画を策定しなければなりません。100人以下の企業では、計画の策定は努力義務となっています。※平成23年(2011年)3月までは301人以上が義務、300人以下は努力義務。

M字型就労形態

女性の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)を年齢別に見ると、日本の場合M字型を描きます。結婚や出産を機に退職し、育児の手が離れると再就職する女性が多いことを示しています。滋賀県の女性のM字の谷は全国的にみると深いのが特徴です。

**NPO
Non-Profit
Organization**

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年(1998年)、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、様々な分野で活動を行っています。

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行だが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。

キャリア教育

子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

参画

社会の様々な場に、単に参加するだけではなく、企画・立案や決定にも自分の意思でかかわり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

三歳児神話

「子どもを3歳までは母親の手で育てないと子どもの成長に悪い影響を与える」という1960年代から強調された考え方をいいます。しかし、現在この考え方には、少なくとも合理的な根拠は認められないとされています(平成10年度「厚生白書」)。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成15年(2003年)7月に制定された法律です。

社会的性別(ジェンダー)の視点

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。社会的性別(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これら社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、子どもが保護の対象であるとともに、権利の主体であることを定めています。子どもの権利として「生きる権利」「発達する権利」「保護される権利」「参加する権利」などがあげられます。

世界には、貧しさや飢え、戦争、虐待などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。すべての子どもの権利を保護するため、平成元年(1989年)に国際連合では「児童の権利に関する条約」を採択しました。日本は、平成6年(1994年)にこの条約を結んでいます。

女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して、昭和54年(1979年)12月に第34回国連総会で採択され、昭和56年(1981年)9月に発効しました。日本は昭和55年(1980年)7月に署名、昭和60年(1985年)6月に批准しました。

この条約は、あらゆる分野における慣習・慣行、個人の意識、行動様式の変革を求めています。また、ポジティブ・アクションは差別(いわゆる逆差別)とならないことも明らかにしています。

女性活躍推進法

正式名は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために平成27年9月4日に公布、一部施行されました。平成28年4月1日に全面施行。令和元年に女性活躍推進法等の一部が改正、公布されました。改正内容は以下のとおりです。

- ① 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- ② 女性活躍に関する情報公表の強化
- ③ 特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

令和7年6月11日より、女性活躍推進法が改正されました。主な改正内容は

- ① 情報公表の必須項目の拡大(施行日:令和8年4月1日)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

- ② 女性の健康課題

女性のエンパワーメント	女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。
ストーカー行為	特定の者に対し一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うことをいいます。
セクシュアル・ハラスメント sexual harrasment	「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。
男女雇用機会均等法	正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。
ドメスティック・バイオレンス(DV) Domestic Violence	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
パートナーシップ partnership	互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係をいい、共存・共生できる関係ともいえます。北京宣言および世界行動綱領で、真の男女平等の達成のために、女性と男性、政府とNGO、そして国境を越えたパートナーシップが必要であることを明らかにしています。
ファミリー・サポート・センター	労働者の仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織をいいます。
ポジティブ・アクション positive action	積極的改善措置といえます。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
メディア	メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等を含む情報を伝える媒体という意味で

メディア・リテラシー
media literacy

使っています。

メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。

ライフプランニング

「女性のライフプランニング支援に関する調査」における「ライフプランニング」とは、主に①結婚・出産といった「家族形成」、②職業選択等の「社会的な活動選択」について、いつ・どのような選択を行うか、あるいは選択するに当たってどのような課題があるかを、長期的な視点で検討・計画すること、と定義して使用されています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康/権利)
Reproductive health/rights

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要なひとつとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。

8. 各種相談機関

どんなとき？	どこへ？	曜日	時間	電話番号
女性問題、男性問題に関わるあらゆる相談 「女(男)だから・・・女(男)のくせに・・・」と差別された。セクシュアル・ハラスメントで悩んでいる。配偶者や恋人などからの暴力に悩んでいる。	男女共同参画相談室(県立男女共同参画センター内)			ミナハサク 0748-37-8739
	総合相談	火・水・金・土・日	9:00～12:00 13:00～17:00	
	木	9:00～12:00 17:00～20:30		
子どもの悩み相談 	こどものための相談だいやる	毎日	9:00～21:00	077-524-2030
			24時間	0120-0-78310
	中央子ども家庭相談センター	月～金	8:30～17:15	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	月～金	8:30～17:15	0749-24-3741
	大津・高島子ども家庭相談センター	月～金	8:30～17:15	077-548-7768
	日野子ども家庭相談センター	月～金	8:30～17:15	0748-36-1201
	子どもの人権110番 (大津地方方法務局内)	月～金	8:30～17:15	0120-007-110
犯罪等についての悩み相談	滋賀県警察本部			
	警察総合相談電話 県民の声110番	月～金	8:30～16:30	077-525-0110 又は局番なし #9110
	犯罪被害者相談専用電話 犯罪被害者サポートテレホン	月～金	10:00～16:00	077-521-8341
	性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖 サ ト コ (Sexual Assault victim TOtal Care One stop BIWAKO)	毎日	24時間	090-2599-3105
	おうみ犯罪被害者支援センター	月～金	10:00～16:00	077-521-8341 077-525-8103
男女の雇用機会均等や職場のセクシュアル・ハラスメントに関する相談	滋賀労働局 雇用環境・均等室	月～金	8:30～17:15	077-523-1190

実施曜日や時間などが変わる場合があります。
また、混み合っかかりにくい場合がありますので、何度かおかけなおしてください。

副読本改訂編集委員会委員(平成30年度)

多賀町立多賀小学校長	久保川 雅子
大津市立志賀小学校教諭	松宮 朋子
甲賀市立甲南中部小学校教諭	上野 隼
豊郷町立豊郷小学校教諭	柴田 理代
滋賀県教委幼小中教育課指導主事	永井 慎太郎
滋賀県教委人権教育課指導主事	柴野 恭子
滋賀県立大学教授(監修)	京樂 真帆子

事務局

滋賀県女性活躍推進課

男女共同参画社会づくり副読本
指導のてびき

発行 令和8年(2026年)4月
編集 副読本改訂編集委員会
発行 滋賀県女性活躍推進課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-3771
FAX: 077-528-4807
E-mail: fg00@pref.shiga.lg.jp
HP: [http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/
kurashi /danjyosankaku/11597.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/11597.html)